

議案第 2 号

杉並区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区組織条例の一部を改正する条例

杉並区組織条例（平成 1 3 年杉並区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「保健福祉部」を「保健福祉部
子ども家庭部」に改める。

第 4 条政策経営部の項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 区政情報及び電子計算組織に関すること。

第 4 条総務部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条保健福祉部の項第 1 号中「、障害者及び児童青少年」を「及び障害者」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども家庭部

(1) 子育て支援に関すること。

(2) 児童福祉に関すること。

(3) 青少年の健全育成に関すること。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

政策経営部及び総務部の分掌事務を改めるとともに、子ども家庭部を設置する必要がある。

杉並区組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第3条 杉並区に次の部を置く。</p> <p>政策経営部</p> <p>総務部</p> <p>区民生活部</p> <p><u>保健福祉部</u></p> <p><u>子ども家庭部</u></p> <p>都市整備部</p> <p>環境部</p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 杉並区に次の部を置く。</p> <p>政策経営部</p> <p>総務部</p> <p>区民生活部</p> <p><u>保健福祉部</u></p> <p>都市整備部</p> <p>環境部</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 区政情報及び電子計算組織に関すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 区政情報及び電子計算組織に関すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>

(6) 略

(7) 略

区民生活部 略

保健福祉部

(1) 高齢者及び障害者
の保健福祉に関すること。

(2)～(4) 略

子ども家庭部

(1) 子育て支援に関すること。

(2) 児童福祉に関すること。

(3) 青少年の健全育成に関するこ
と。

都市整備部 略

環境部 略

(7) 略

(8) 略

区民生活部 略

保健福祉部

(1) 高齢者、障害者及び児童青少
年の保健福祉に関すること。

(2)～(4) 略

都市整備部 略

環境部 略